

吹田市告示第 130 号

市道の占用を制限する区域について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することにしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図書は、土木部道路室において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 21 日

吹田市長 後藤 圭二

道路の種類、路線名 及び占用を制限する 区域 ※ 別添図面参照	①千里北公園古江線 吹田市古江台3丁目15番地先から吹田市古江台4丁目2番地先まで ②山田佐井寺岸部線 吹田市岸部中5丁目15番地先から吹田市岸部中3丁目13番地先まで ③五月が丘中央線 吹田市五月が丘西1番地先から吹田市五月が丘東4番地先まで ④山田南9号線 吹田市山田南29番地先から吹田市岸部北5丁目19番地先まで ⑤片山高浜線 吹田市片山町1丁目3番地先から吹田市南高浜町17番地先まで ⑥岸部中内本町線 吹田市岸部中4丁目1番地先から吹田市岸部南2丁目44番地先まで ⑦内本町東御旅線 吹田市南高浜町1番地先から吹田市東御旅町4番地先まで ⑧東御旅町7号線 吹田市東御旅町4番地先から吹田市東御旅町1番地先まで ⑨桃山台41号線 吹田市桃山台1丁目1番地先から吹田市桃山台2丁目9地先まで ⑩岸部新町1号線 吹田市岸部新町5番地先から吹田市岸部新町2番地先まで ⑪岸部中52号線 吹田市岸部中1丁目12番地先から吹田市岸部中1丁目7番地先まで ⑫南吹田89号線 吹田市南吹田3丁目2番地先から吹田市南吹田1丁目17番地先まで ⑬南吹田17号線 吹田市南吹田3丁目2番地先から吹田市南吹田3丁目7番地先まで ⑭金田大吹橋線 吹田市南金田2丁目1番地先から吹田市南吹田3丁目7番地先まで ⑮岸部中88号線 吹田市岸部中5丁目2番地先から吹田市岸部中5丁目16番地先まで ⑯朝日が丘片山線 吹田市朝日が丘町50番地先から吹田市片山町2丁目1番地先まで ⑰千里山東朝日が丘線 吹田市佐井寺南が丘8番地先から吹田市朝日が丘町50番地先まで
--	--

制限の対象とする 占有物件	新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の区域外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
占有を制限する理由	災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占有制限開始期日	令和５年９月２５日（月）